

韓国知的財産ニュース 2019 年 4 月後期

(No. 389)

発行年月日：2019 年 5 月 7 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 知的財産権貿易収支改善、産業財産権出願も増加
- 2-2 国家知識財産委員会、2018 年年次報告書発刊
- 2-3 知的財産（IP）金融フォーラム開催および業務協約締結
- 2-4 「IP ファースト保証」成功した！技術保証基金 IP 金融、史上最大業績記録
- 2-5 特許庁長、IP イノベーション企業・産学協力団長懇談会開催
- 2-6 特許平均寿命 11.1 年、ここ 10 年間で 1.4 年増加
- 2-7 （朴原住特許庁長寄稿）革新成長時代の知的財産制度のあり方
- 2-8 IP 経営で企業のイノベーション成長をけん引する！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 「アイデア保護および奪取防止ガイドライン」発刊
- 3-2 貿易委員会、KAIST-アップル合意により、「FinFET 特許権侵害調査」終結
- 3-3 韓国著作権委員会、韓国知識財産保護院と著作権・産業財産権保護で業務協約
- 3-4 特許庁、営業秘密保護のための企業懇談会開催

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 共有商標権の更新が便利になる！

その他一般

- 5-1 微細粉塵（ミセモンジ）問題は、微細粉塵測定から！
- 5-2 スマートフォンに搭載された超音波指紋認識技術

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 知的財産権貿易収支改善、産業財産権出願も増加

電子新聞（2019.4.15）

<直近5年間の産業財産権出願現況>



※出処：2017 知的財産統計年報、知的財産統計月報（2018年12月号）、特許庁
※特許と実用新案はPCT出願（指定国官庁）含む、デザインは国際デザイン出願（指定国官庁）含む、商標はマドリッド出願（指定国官庁）が含まれた件数である
※2015年から国際出願（PCT、マドリッド、ハーグ）含む、2014年まではPCTのみ含まれる

韓国の知的財産権貿易収支赤字が、2018年に、直近10年間で初めて10億ドル以内に減少した。産業財産権出願件数も増加に転じた。

大統領所属国家知識財産委員会が、15日（月曜）、「2018年国家知識財産委員会年次報告書」の発刊で、明らかにした。委員会は毎年、知的財産関連動向と前年度の知的財産施行計画の主要内容を収録した年次報告書を国会に提出する。

報告書によると、2018年の知的財産輸出は、122億7,000万ドル、輸入は139億6,000万ドルである。貿易収支は7億2,000万ドルの赤字で、前年比9億6,000万ドル改善した。2010年以来、最も良い成績である。

＜著作権登録現況 ※出処：2018年著作権統計、韓国著作権委員会＞



知的財産権貿易収支は、2010年に103億ドルの赤字を記録した後は改善が続いて、2017年は17億ドルまで赤字幅を縮小した。2018年は、知的財産輸出増加に支えられ同じ期間で初めて赤字額が10億ドル以内に減少した。貿易収支比(輸出額/輸入額)は0.95を記録した。

国内産業財産権出願件数も、2017年のマイナスから増加傾向に転じた。2018年の国内産業財産権出願件数は48万245件と、2017年比2万2,290件(4.9%)増加した。特許権が20万9,992件、商標権が20万341件と、前年比、それぞれ5,217件(2.5%)、1万7,423件(9.5%)増加した。著作権登録は4万4,919件であり、2017年より4,296件多かった。

＜知的財産権貿易収支推移(韓国銀行)＞

(単位: 億ドル)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	年平均増加率
貿易収支(A-B)	△103.4	△63.4	△80.5	△81.6	△61.7	△40.0	△16.6	△16.9	△7.2	△28.3
輸出(A)	41.5	58.3	58.0	67.0	86.8	100.3	108.9	122.7	135.2	15.9
輸入(B)	144.9	121.7	138.5	148.6	148.5	140.4	125.5	139.6	142.4	△

										0.2
貿易取引 量 (A+B)	186.4	180.1	196.4	215.6	235.4	240.7	234.4	262.3	277.6	5.1
貿易収支 比 (A/B)	0.29	0.48	0.42	0.45	0.58	0.71	0.87	0.88	0.95	16.0

委員会は、報告書で、2018年に文化体育観光部で海外著作権センター（4カ所）が中心となり、進出、契約締結、侵害対応など、115件のパッケージ支援を行ったと明らかにした。さらに、関税庁は、通関、流通段階から知財権侵害物品の取り締まりを強化し、オリンピック関連商品10,204点（5億ウォン相当）、偽ブランド品の腕時計641点（33億ウォン相当）、偽キャラクターグッズ13,140点（3億ウォン相当）、海外の偽ブランド品4,772点を摘発した。

特許庁は、「知的財産一般」教科適用学校を9カ校から22カ校に拡大し、IP専門投資ファンドを2017年の480億ウォンから2018年は1,000億ウォン規模に拡大したと説明した。

2-2 国家知識財産委員会、2018年年次報告書発刊

科学技術情報通信部（2019.4.16）

革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成に取り組む

大統領所属の国家知識財産委員会（共同委員長：国務総理 イ・ナギョン・民間委員長 ク・ジャヨル、以下、委員会）は、「2018年国家知識財産委員会年次報告書」を発刊した。

委員会は、毎年、知的財産関連動向と前年度の知的財産施行計画の主要内容および成果をまとめた年次報告書を国会に提出する。（知的財産基本法第15条及び同法施行令第17条）

<国家知識財産委員会の概要>

「知的財産基本法」第6条に基づく知的財産（IP：Intellectual Property）に関する政府の主要政策と計画を審議・調整する大統領所属委員会

（構成）委員長（共同委員長：国務総理 イ・ナギョン・民間委員長 ク・ジャヨル）、政府委員（※）13人、民間委員18人

※企画財政部・教育部・科学技術情報通信部（幹事）・外交部・文化体育観光部・農林畜産食品部・産業通商資源部・保健福祉部・中小ベンチャー企業部長官、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長

今回の報告書は、知的財産政策環境、2018年度国家知的財産施行計画と主要成果、国家知識財産委員会の活動および知的財産関連の主要統計などを盛り込んでおり、主な内容は次のとおりである。

<知的財産政策環境>

一部の主要先進国の貿易措置などにより、2018年度の世界経済成長率は3.7%に留まり、世界の主要国はこうしたグローバル景気の低迷を乗り越えるために、第四次産業革命の先導技術に対する知的財産政策を推進している。

中国は国の主導の下、新技術関連の特許活動などを奨励し先端事業の育成に集中しており、日本はデータを活用し経済・社会の発展を図るべく不正競争防止法の改正など、法制度的基盤を整備した。

<2018年度国家知的財産政策と主要成果>

韓国政府は、「革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成」というビジョンの下、知的財産戦略を推進し、新産業分野における知的財産（IP）の確保および活用率の向上、権利者のIP保護強化など、所期の成果を達成した。

文化体育観光部は、中小企業の海外進出支援に向け海外著作権センター（4カ所）を中心に、進出から契約締結、侵害対応までパッケージ支援（115件）を行い、韓流コンテンツ（※）の輸出拡大に貢献した。

※「ザ・キング」など映画7編、ドラマ48編、芸能34編、音楽およびその他4,133編など

関税庁では、通関・流通段階での知財権侵害物品の取り締まりを強化（※）しており、特許庁では、「知的財産一般」の教科適用学校を拡大（※※）するほか、IP専門投資ファンドの規模拡大（（2017年）480億ウォン → （2018年）1,000億ウォン）およびIP価値評価の強化などを推進した。

※オリンピック関連商品10,204点（5億ウォン相当）、偽ブランド品の腕時計641点（33億ウォン相当）、偽キャラクターグッズ13,140点（3億ウォン相当）、海外の偽ブランド品4,772点摘発

※※（2017年）9カ校 → （2018年）22カ校 → （2022年）200カ校

2018年の韓国の産業財産権出願件数は480,245件で2017年比4.9%、著作権登録は44,919件で2017年比4,296件増加し、知的財産権貿易収支は7.2億ドルの赤字で前年比9.6億ドル改善した。

< 国家知識財産委員会の活動 >

2018年度には、民間委員19人を含む第4期国家知識財産委員会が発足（任期：2018年1月22日～2020年1月21日）し、2018年の1年間、計3回の全体会議（第21次～第23次委員会）を開催しており、「2018年度国家知識財産施行計画」など計13件の案件を審議・議決した。

さらに、9月4日が「知識財産の日」に指定（2017年12月19日知的財産基本法改正）され、国務総理・民間委員長・国会議長および知的財産分野の主要関係者などが出席し、第1回記念式が行われた。

委員会は、今回の年次報告書を国会と関係部処に送付するとともに、国家知識財産委員会のウェブページ（<http://www.ipkorea.go.kr>）にe-Bookを掲載する計画である。

2-3 知的財産（IP）金融フォーラム開催および業務協約締結

韓国特許庁（2019.4.17）

金融委員会・特許庁・金融機関、知的財産（IP）金融活性化に向け連携

金融委員会と特許庁は、4月17日（水曜、午前10時）ウェスティン朝鮮ホテル（ソウル市中区）で、「第1回知的財産（IP）金融フォーラム」を開催し、知的財産（IP）金融活性化に向けた業務協約を締結した。

IP金融とは、優秀な特許技術を保有しているものの、不動産など担保能力と信用度の低い中小・ベンチャー企業がグローバル・イノベーション企業として成長するために必要な資金調達手段である。

韓国のIP金融は、量的な面で成長を続けてきているが、依然として優秀な特許を保有する中小・ベンチャー企業が事業化への資金調達で悩んでいるのが実情である。

※IP金融規模（億ウォン）：（2015年）2,009 → （2016年）3,035 → （2017年）3,679 → （2018年）4,537

※中小企業の担保融資割合（金融委員会、2017年）：不動産94%、その他（預金担保など）6%、動産0.05%

金融委員会と特許庁は、2018年12月、中小・ベンチャー企業の資金調達難を解消し、創業と成長を支援する金融環境を造成するために、「知的財産[®]金融活性化総合対策」を発表している。

2019年は、「同総合対策」の細部的な履行課題について金融業界との協業を通じて、充実した事業の推進に向け「IP金融フォーラム」を発足した。

IP金融フォーラムは、金融業界・産業界・学界などの40人の専門家がフォーラム委員に委嘱され、IP金融の懸案を研究し政策代案を提示する計画である。

第1回フォーラムでは、IP金融の国内外動向をテーマに発題と熱心な討論が行われた。英国のIP金融専門家のMartin Brassell氏より「海外のIP担保融資の事例と成果」が紹介され、高麗大学校法学専門大学院の教授より「一括担保制度導入のための法制度の改善方向」が紹介された。

フォーラムの他にも、政府と金融機関の間でIP金融活性化に向けた包括的業務協約も締結された。信用保証基金理事長、技術保証基金理事長をはじめとする七つの都市銀行（※）のCEOが出席した。

※産業銀行、企業銀行、農協銀行、新韓銀行、ウリ銀行、国民銀行、KEBハナ銀行（計七つの銀行）

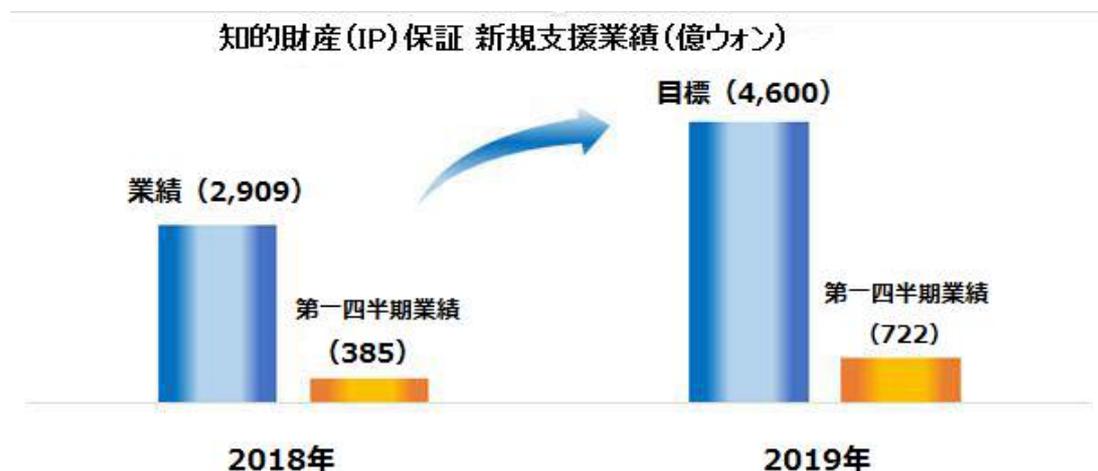
金融委員会委員長は、「知的財産は金融イノベーションの糧であり、金融イノベーションはイノベーション成長の土壌である」とし、「金融業界が技術とアイデアの価値をきちんと見極め、企業イノベーションを後押しすることで、企業と金融がともに成長する金融イノベーションの道が開ける」と強調し、金融業界の積極的な参加を呼び掛けた。

特許庁長は、「第四次産業革命時代には、革新的なアイデアと知的財産こそが企業の競争力を左右する肝心な要素になる」とし、「今回のIP金融フォーラム創立と業務協約締結により、IP金融が活性化することを期待し、中小・ベンチャー企業がIP金融支援により革新的な企業として成長を遂げるよう、支援を惜しまない」と述べた。

詳細な内容は、特許庁産業財産活用課（電話042-481-5807）、韓国発明振興会IP金融フォーラム事務局（電話02-3459-2953）まで。

技術保証基金は、2019 年第一四半期に知的財産 (IP) 保証 722 億ウォンを支援したと、19 日、明らかにした。

これは、前年同期比 87.5% 増加したもので、2006 年の知的財産 (IP) 導入以来、四半期における業績としては最大業績である。



<2019 年第一四半期 知的財産 (IP) 保証 新規支援業績 (億ウォン) 資料：技術保証基金>

技術保証基金は、こうした業績増加は、2 月に発売した「IP ファースト保証」の支援成果が業績に反映されたためと分析した。IP ファースト保証は、知的財産の価値を金額に自動算出する特許評価システム (KPAS) を活用した商品である。

これまで、知的財産権を保有する中小・ベンチャー企業から、知的財産権を活用した金融支援を受けるためには多大な時間と費用がかかるという苦情があった。これを受け、技術保証基金は、知的財産権評価の手続きを画期的に改善した IP ファースト保証を発売し、迅速な IP 保証と口コミが広がった。

技術保証基金は、IP ファースト保証の成功的な定着を契機に、2019 年の保証目標を 2018 年比 1,900 億ウォン増加した 4,600 億ウォン (70.3% 増加) に拡大し、IP 金融活性化の先頭に立つと伝えた。

特許庁長は、4月24日(水曜)～25日(木曜)の二日間、知的財産市場活性化に向け済州地域の大学と企業の意見を直接聴取するための懇談会を開催すると24日(水曜)、発表した。

特許庁は、3月にまとめた「知的財産エコシステムのイノベーション戦略」の中で、知的財産市場活性化を通じた知的財産活用の拡大に重点を置いている。懇談会もその一環として、知的財産市場の主要供給者の意見を政策に反映するために設けられた。

IP企業関係者および産学協力団長懇談会を通じて、大学および企業の現場から特許関連隘路や政策における建議事項を直接聴取する計画である。

IP企業関係者懇談会(24日、済州松竹院)は、特許を基盤に成長した済州地域の八つの中小企業代表(※)が出席する。電気自動車の充電器を生産するBOTARI ENERGYのキム・ホンサム代表は、優秀事例の発表で投資段階や研究開発段階からの知的財産の重要性を強調する予定である。また、企業の知財権に対する隘路事項を聴取する時間も設けられる。

※BOTARI ENERGY(キム・ホンサム代表)、JEJUHONGAMGA(イ・ギュギル代表)、Power Rain(パク・デハン代表)、SAMDA(ユ・ヘンス代表)、BK bio(チェ・ヒョクジュン代表)、Jeju-love 農水産(ヤン・ギョンウォル代表)、Hurum(キム・ジンソク代表)、ジニ(チェ・ソンオク代表)(計8人)

産学協力団長懇談会(25日、ラマダプラザ済州ホテル)は、慶北大学のイム・ギビョン産学協力団長など、全国の大学産学協力団長協議会の役員の約20人が出席する。懇談会では、企業に移転できる優秀特許創出、大学の海外特許出願の活性化などの議論が行われる予定である。

さらに、特許庁の支援事業を通じて成長した特許基盤企業((24日)Power Rain、(25日)BMI KOREA)を訪問し、事業成果を点検するとともに、追加的な支援方策を議論する予定である。また、知的財産教育先導大学(25日、済州大学)を訪問し大学のIP教育隘路事項も聴取する。

(企業訪問事例) Power Rain および BMI KOREA

Power Rain は、農業機械を製造する中小企業で、革新的な製品を作ったが販路開拓に悩んでいた。特許庁は、2016年にPower Rainの多機能水タンクを優秀発明に選定し、公共機関が優先的に購入するよう推薦した。その結果、Power Rainの売上額は倍増し、2017年の大韓民国発明特許大典では特許庁長賞を受賞するなど、特許基盤の成長を続けている。

※優秀発明品優先購買推薦：特許庁が中小企業発明品の優秀性を審議し、国家機関、自治体、公共機関などの調達機関に、優秀発明品を優先的に購入するよう推薦する制度

※※Power Rain 売上額（億ウォン）：（2016年）12 → （2018年）24

医薬品、診断試薬を製造するBMI KOREAは、製品商用化に資金が必要だったが、既存の担保や信用だけでは追加的な資金調達が困難な状況であった。2017年に特許庁の費用支援により特許価値評価を受けており、この特許の担保で産業銀行から10億ウォンの融資を受けることができた。以降、輸出が2倍以上増加し、雇用人員も約1.5倍増加するなど、企業の危機克服に特許が中核的な役割を果たした。

※BMI KOREA 輸出額（億ウォン）：（2016年）1.4 → （2018年）3.3

※※BMI KOREA 雇用人員（人）：（2016年）97 → （2018年）139

特許庁長は、「革新的なアイデアが成功的な事業として実するためには、地域の知的財産能力が必須である」とし、「幻の島と呼ばれる、恵まれた自然景観を誇る世界的な休養地の済州島が、知的財産能力においてもその名声に見合う水準になるよう必要な支援を惜しまない」と述べた。

2-6 特許平均寿命 11.1年、ここ10年間で1.4年増加

韓国特許庁（2019.4.24）

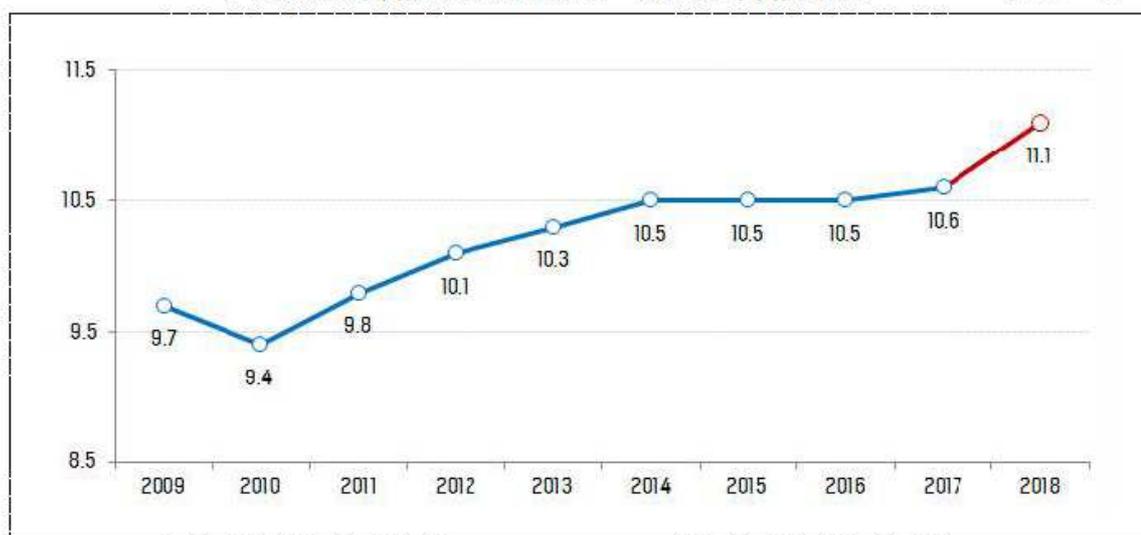
ここ10年間で特許権の保有期間が堅調に伸びる
知識基盤社会において知的財産権の価値が高まっている証

特許庁は、2018年に消滅した計35,261件の特許権を分析した結果、出願から消滅までの保有期間は平均11.1年であると発表した。

これは、特許権保有期間の算定以来最大値であり、ここ10年間で1.4年が増加（2009年比14.4%増加）した数値である。

＜年度別特許権保有期間推移（消滅特許権対象）＞

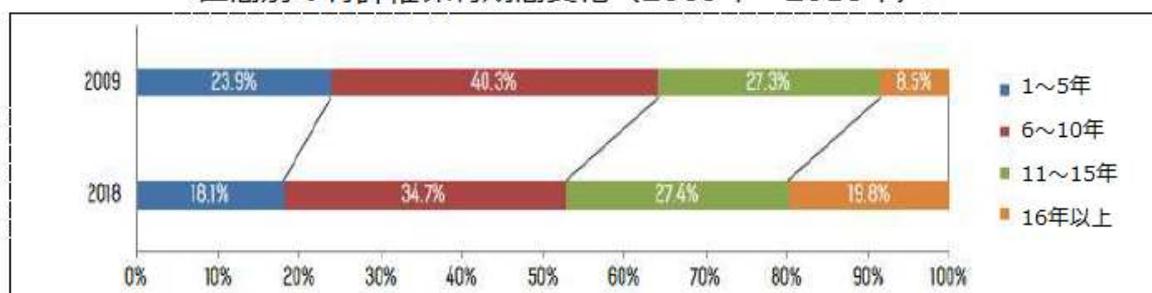
（単位：年）



2018年に消滅した特許権のうち、保有期間が15年を超える長期保有特許権が19.8%を占め、11年～15年保有は27.4%、6年～10年保有は34.7%、5年以下保有は18.1%を占めた。

10年前と比較すると、10年以下の特許権短期保有の割合は、64.2%から52.8%に減少した一方、15年を超過する特許権長期保有の割合は、8.5%から19.8%と、2倍以上増加した。

＜区間別の特許権保有期間変化（2009年→2018年）＞



2018年に消滅した件のうち、最長特許権は、日本の「SDS Biotech社」の「農薬製造」関連特許で、24.6年間（※）維持された。一方、特許多出願企業のサムスン電子とLG電子は、それぞれ平均13.7年間、12.9年間保有したことが判明した。

※特許権存続期間の延長登録出願制度（医薬品、農薬などは5年範囲内で特許権延長可能）

権利者類型別の保有期間をみると、外国企業の特許権保有期間が 12.9 年と最も長く、大企業 12.8 年、中小企業 9.0 年、個人は 8.2 年であった。

10 年前と比較すると、外国企業、中小企業、個人の特許権保有期間が軒並み 1 年以上増加し、大企業は 3 年以上大きく増加した。

＜権利者類型別特許権保有期間の変化（2009年→2018年）＞

権利者類型		特許権平均保有期間		増減期間	増減率
		2009年	2018年		
外国企業		11.5年	12.9年	▲1.4年	▲12.2%
国内	大企業	9.5年	12.8年	▲3.3年	▲34.7%
	中小企業	8.0年	9.0年	▲1.0年	▲12.5%
	個人	6.9年	8.2年	▲1.3年	▲18.8%

個人・中小企業の場合、特許、商標などの知的財産を活用した競争力確保の重要性が認識されるとともに、年次登録料減免などのこれまでの知的財産権取得に向けた企業支援施策の影響で特許権保有期間が増加したとみられる。

＜個人・中小企業の特許権保有期間推移（2009年～2018年）＞



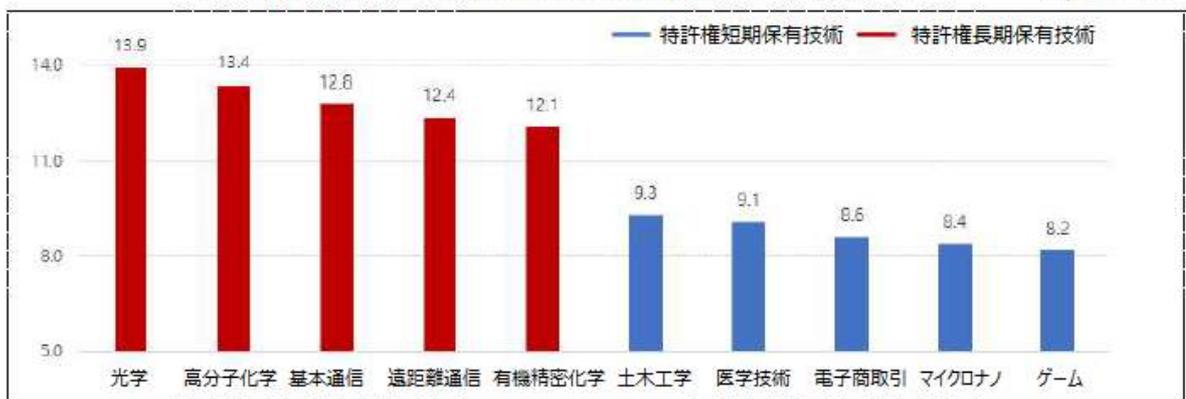
大企業の場合、2013 年以降、特許出願は持続的に減少傾向にあるが、特許権の保有期間は堅調に伸びている。これは、大企業が量的成長中心の特許戦略から、優秀な特許権を長期保有する質的成長中心の特許戦略にパラダイムシフトしていることと解釈される。

＜大企業の特許出願および特許権保有期間推移（2009年～2018年）＞



一方、技術別には、2018年に消滅した特許権のうち、光学（13.9年）、高分子化学（13.4年）、基本通信（12.8年）など、基礎科学技術分野に対する特許権の保有期間は長くなっている一方、電子商取引（8.6年）、マイクロ・ナノ（8.4年）、ゲーム（8.2年）など、トレンドに敏感な新技術分野に対する特許権の保有期間は相対的に短くなっていることが分かった。

＜特許権の長・短期保有期間上位5位技術（2018年）＞ (単位：年)



特許庁情報顧客政策課長は、「特許権の保有期間増加は、特許保有を通じた企業の技術競争力確保戦略による結果とみられる」とし、「中小・ベンチャー企業などを対象に、手数料減免、公益弁理士相談サービスといった多様な支援施策を通じて良質な特許が長く維持できる好循環エコシステムを造成していく」と述べた。

人工知能 (AI)、3D プリンティングなど、第四次産業革命の波が世界の産業構造を変えている。生命工学分野では、3D プリンティング技術で人工臓器を作る 3D バイオ・プリンティング研究が活発であり、医療分野では、AI によるガン診断やロボット手術など、技術の商用化が見込まれる。

これを受け、米国、日本などの主要国は、第四次産業革命を低成長の突破口として位置づけるとともに、産業競争力の強化に向けたイノベーション政策を模索してきた。米国は、製造部門のイノベーションのための先端製造パートナーシップ (AMP) プログラムを通じて先端情報技術 (IT) を集中的に支援し、日本は、2017 年から「未来投資戦略」を策定し、ビッグデータと AI の活用を促進する制度づくりを進めている。新興経済大国として台頭する中国は、「製造 2025」戦略の下、製造イノベーションと産業構造の転換を図っている。

韓国も大統領直属の第四次産業革命委員会で、2017 年に、「第四次産業革命対応計画」を発表した以降、AI、ビッグデータ、超連結など、中核的なアジェンダを中心に分野別のエコシステム・イノベーションを推進している。既存の産業分野別に設けられている法制度が、新産業において規制として作用しないよう、制度の見直しが切に必要な時点である。

知的財産制度も同様である。AI、ビッグデータ、3D プリンティングといった第四次産業革命関連分野の世界特許登録件数は、なんと 12 倍も増加した。熾烈な知的財産市場の中で、韓国企業が能力を発揮するためには、革新技术に対するきちんとした保護制度が整っていなければならない。

ハードウェア (HW) 中心の現行の知的財産保護体系では、3D データ伝送などの、第四次産業革命時代の更なる侵害の類型をカバーできないという限界がある。特許権者の同意なしに、特許を受けた製品と付属品をスキャニングした後、その 3D データファイルと組立図の提供で不公正な利益を得るとしても、「特許を受けた物」の流通のみを禁止する現行の特許制度は、その特許製品を生産し得る「デジタルファイル」の流通に対しては特許権を保護することが難しい。

また、既存の特許付与基準によると、人体の手術、治療、診断方法は、特許で保護を受けられない。医師の医療行為を特許で独占する場合、国民の生命権を侵害するためであ

る。しかし、基準の適用が過度に厳しいと、医師の医療行為ではないAIで診断する技術、人体に関するビッグデータを基盤にする精密医療技術なども特許を受けることが難しくなり、革新産業の成長を阻害する結果につながることもある。

このような制度の不備を補完するために、特許庁は、3月に、「第四次産業革命時代の知的財産保護体系の改善策」を国家知識財産委員会に上程し、議論を行った。この方策は、特許登録された製品の3Dプリンティングデータの伝送行為を特許侵害に規定し、遺伝体情報のようなビッグデータの分析で人体を診断するなど、バイオヘルス新技術の特許登録できるよう特許付与基準を改善する内容を盛り込んでいる。融合・複合技術に対する特許審査の専門性の確保のため、専担の特許審査組織を補強する方策も推進する。これを通じて、新しく登場する革新技術が一貫した基準の下で、特許審査を受け、適切な時期に知的財産として保護を受けられる。

昔、デジタル音源を正当な対価を払わず、ダウンロードしても何の規制もなかった時代に音楽産業が委縮された以降、今日のようなK-POP全盛期を迎えるまで長年かかった。革新成長産業は、技術発展の速度が速いだけに保護のゴールデンタイムを逃すと、グローバル競争で取り返しのつかない格差が生じることがある。特許庁は、韓国企業の新技術が迅速に保護を受けられるよう関連規制を整備し、第四次産業革命技術において優先審査を拡大するなど、新たな政策環境に対応しながら、合理的かつ妥当な知的財産制度の柔軟な運営に向けて取り組んでいく。革新技術の開発を目指して孤軍奮闘する韓国企業が、心強い知的財産を基盤に世界に挑んでいくことを望む。

2-8 IP経営で企業のイノベーション成長をけん引する！

韓国特許庁 (2019. 4. 30)

特許庁長、IP経営先導企業の(株)トップエンジニアリングを訪問、企業と現場で交流

特許庁は、4月30日(火曜)、京畿道坡州市所在の(株)トップエンジニアリングを訪問し、IP経営先導企業の成功事例を聴取するとともに、IP経営に関心を示す企業との懇談会を開催したと明らかにした。

この日の企業訪問および懇談会は、3月の、特許庁と知識財産戦略協議会がまとめた、「国家イノベーション成長に向けた知的財産エコシステムのイノベーション戦略」の主要課題である「知的財産基盤の産業・技術競争力の強化」に向け、IP経営の成功事例を紹介するとともに、企業の隘路事項を聴取し、解決方策を模索するために設けられた。

企業現場訪問の㈱トップエンジニアリングは、2017年の「今年の知的財産経営企業」に選定された代表的なIP経営企業であり、

これまでIP-R&D、国際知財権紛争予防コンサルティング事業など、多数の知的財産支援事業を遂行しており、内部での知的財産能力の強化を通じて、企業成長をけん引したIP経営の成功事例として評価されている。

㈱トップエンジニアリングでは、代表取締役より、同社の経営成功事例と意味合いについて発表され、㈱SeohanCare、SEALINK(株)、㈱AMOGREENTECH、㈱ANDAMIRO、㈱HANIL PATECH、Hanmi Pharm(株)など、中堅・中小企業の関係者が参加し、IP経営の隘路事項および知的財産の懸案について議論を行った。

また、特許庁から「特許ビッグデータを活用した産業分野別のイノベーション戦略」に対する紹介があり、参加企業は、研究開発投資の方向設定に役立つと、関心を示した。

特許庁は、現場での疎通強化に向けて、企業現場訪問を持続的に推進する計画であり、現場から提起された隘路事項および建議事項は、課題として管理しながら綿密な事後管理を実施していくと述べた。

現場の意見を聴取し、それを基に新たな政策需要を発掘するとともに、政策に反映して制度を改善しながら政策需要者とともに現場で議論し、コミュニケーションを行うことで、政策の効果も高めていく方針である。

特許庁長は、「韓国経済が低成長局面を克服し、イノベーション成長を遂げるためには、知的財産を基盤にイノベーション能力を強化することが必須である」とし、「企業がIP経営能力を強化できるよう、政府革新を通じて必要な支援を惜しまない」と述べた。

さらに、「中小企業の資金調達難を解消するために、IP担保融資、IPファンド投資を拡大し、海外進出企業の知的財産費用の負担緩和のための特許共済事業を、2019年の下半期に本格的に施行する予定である」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 「アイデア保護および奪取防止ガイドライン」発刊

韓国特許庁 (2019. 4. 16)

企業間でのアイデア取引時の注意事項、特許庁の判断基準などを収録

Q) 提供を受けたアイデアを変更し使用した場合も、奪取に該当しますか。

A) 提供を受けたアイデアを一部変更して使用した場合は、変更内容、程度、難易度などを総合的に考慮し判断するが、他人の労力・投資に便乗し不当に利益を得て法律上、保護価値のある他人の利益を侵害したとすれば奪取に該当する場合がある。

Q) アイデアの提供を受ける当時に既に知っていた、または同種業界に広く知られていたということを誰が立証しなければならないですか。

A) アイデアの提供を受けた者が責任を免れるために、それに関する証拠を積極的に提出する必要がある。

特許庁は、2018年7月18日より、「不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）に基づく「アイデア奪取行為」に対して、調査および是正勧告を行っているが、保護を受けられるアイデアは何で、どのような行為が奪取行為に該当するかなどを、取引の当事者が判断することが難しいため、企業間の健全な取引まで萎縮されかねないという懸念が提起された。

これを受け、特許庁は、企業が安心して取引できるようにアイデア奪取行為の概念、アイデア奪取に対する特許庁の判断基準、取引過程で企業が注意すべき事項などを盛り込んだ「アイデア保護および奪取防止ガイドライン」を発刊した。

ガイドラインには、保護対象になるアイデアの「経済的価値」の意味、取引交渉または取引過程の範囲、「同種業界で広く知られている」の意味および考慮事項、「提供目的に反する不正な使用」の意味および考慮事項などに対する特許庁の実務における判断基準が収録されている。

また、提案を受けたアイデアを使用する際の守るべき事項、提案を受けたアイデアの拒絶・受領時の確認事項、秘密維持契約の締結および順守など、アイデア提供を受ける企業が注意すべき事項だけでなく、アイデア提供の目的および出処の明確化、契約の締結および順守など、アイデアを提供する企業が注意すべき事項も提示した。

「アイデア保護および奪取防止ガイドライン」は、中小企業中央会、ベンチャー企業協会など、企業関連団体を通じて配布される予定であり、特許庁のウェブサイト

(www.kipo.go.kr) の「冊子/統計-刊行物-その他の情報」からダウンロードできる。

特許庁産業財産保護協力局長は、「今回のガイドライン発刊および配布を契機に、企業間の正常で健全な取引が委縮されず、より活発になり韓国経済の活性化に一助となることを期待する」と明かした。

アイデア奪取行為を含めて不正競争行為が疑われる場合、特許庁に相談の要請または通報することができる。通報に必要な関連様式は、「産業財産侵害および不正競争行為申告センター」(www.patent.go.kr:7078) からダウンロードできる。

詳細な問い合わせおよび通報は、特許庁産業財産調査課（電話 042-481-5190、jyg2743@korea.kr）、韓国知識財産保護院（電話 02-2183-5837、5837@koipa.re.kr）まで。

3-2 貿易委員会、KAIST-アップル合意により、「FinFET 特許権侵害調査」終結

電子新聞（2019. 4. 25）

韓国科学技術院（KAIST）が、アップル코리아を相手取って特許権侵害を提起し貿易委員会に提訴した半導体特許権侵害調査が、KAIST からの調査終結の要請で終結することになった。両者が、特許審判員院と民事法院に提起した特許権紛争も全て取下げられる予定である。

産業通商資源部貿易委員会は、25 日（木曜）、政府世宗庁舎貿易委員会会議室で第 387 次会議を開催し、「FinFET 特許権侵害調査」を終結すると明かした。

FinFET 特許権侵害調査件は、2017 年 12 月、KAIST の知的財産権管理子会社のケイアイピー（KIP）がアップル코리아を相手取って特許権侵害を主張し、貿易委員会に不公正貿易行為調査申請書を提出したことで始まった。「FinFET 半導体特許」は、スマートフォン・タブレット PC の頭脳に該当する応用プロセッサ（AP）製造に使用される素子に関する技術である。

ケイアイピー（KIP）は、アップル코리아が輸入した、iPhone シリーズと iPad シリーズの AP チップを、台湾のファウンドリ企業の TSMC が製造・納品する過程で KAIST の特許技術が使用されたと主張した。

アップル側は、特許審判院に KAIST 特許の無効審判を請求し、TSMC も KAIST 側を相手取って韓国と台湾の法院に民事訴訟を提起するなど、貿易委員会の調査で始まった KAIST 特許権紛争は、国内外の企業の国際的な紛争に拡大した。

貿易委員会は、3月29日、当事者間の合意を理由にケイアイピー（KIP）が貿易委員会に提出した調査申請撤回書を検討した結果、調査終結に至ったと明らかにした。

貿易委員会は、この日、加熱兼用ミキサーの著作権・特許権侵害調査も、特許権侵害や不公正貿易行為に当たらないと結論付けた。本件は、2018年10月、国内の中小企業RONICが他の国内中小企業A社を相手取って著作権と特許権侵害を主張し、貿易委員会に調査の申請をしたものである。

これまで、国内でほとんど取り上げられたことのない、レシピをまとめた「料理本」に対する著作権成立の可否が争点であった。

貿易委員会は、技術説明会、現地調査、専門家鑑定などを実施しながら、国内外の関連判例などを綿密に検討した結果、A社は不公正貿易行為を行っていないと判定した。

A社の輸入の本から、申請人の料理本と同一・類似した表現がみられるが、申請人の料理本には個別レシピに創作的な表現がなく、レシピの選択と配列にも編集者の個性が表れていないため、著作権法の保護対象ではないという結論である。

3-3 韓国著作権委員会、韓国知識財産保護院と著作権・産業財産権保護で業務協約 電子新聞（2019.4.26）

韓国著作権委員会と韓国知識財産保護院は、26日（金曜）、韓国知識財産保護院大会議室で、韓国企業の海外進出競争力強化のための交流協力および国内外の著作権並びに産業財産権被害予防のための業務協約を締結した。

著作権委員会は、中国と東南アジア3カ国で、海外著作権センターを運営しており、韓流コンテンツの現地での合法的な流通および侵害対応について支援を行っている。韓流に便乗する外国企業の侵害にも積極的に対応している。

一方、知識財産保護院は、K-ブランド保護支援、国際知財権紛争の共同対応支援事業などを通じて韓国企業の海外知的財産保護を行っている。

著作権委員会と知識財産保護院は、業務協約で、知的財産権関連の共同調査・研究および交流拡大、知的財産保護および被害対応支援、知的財産に対する認識の拡散、その他の知的財産分野の共通の関心事項と事業に対する相互連携および協力を約束した。

今回の業務協約を通じて、韓流コンテンツのみならず、知的財産権の全般的な法制度と市場動向を調査・共有する。侵害発生の場合は、共同対応により、知的財産保護と海外進出を効率的に支援する予定である。さらに、国内外の知的財産権関連セミナーおよび研修を共同運営するとともに、積極的な広報を通じて知的財産に対する認識を拡散していく予定である。

著作権委員会委員長は、「今は、韓国の知的財産の世界でのステータスが高くなっている」とし、「韓流コンテンツなどの知的財産全般に、韓流が拡散できるよう著作権委員会と知識財産保護院は、さらなる協力を通じて積極的に支援していく」と述べた。

3-4 特許庁、営業秘密保護のための企業懇談会開催

韓国特許庁 (2019. 4. 29)

特許庁は、4月26日(金曜)午後2時、京畿道安養市東安ベンチャーセンターで、韓国企業の営業秘密保護のための政策懇談会を開催する。

懇談会は、企業の現場での営業秘密管理実態を把握し、政府の支援政策を改善するために設けられた。(株)valmax 技術など、営業秘密流出の被害に遭った企業、または営業秘密保護で悩んでいる5社の企業関係者が出席し、営業秘密保護強化に向けた方策を模索する予定である。

最近、技術流出・奪取が革新成長と公正経済の実現を阻害する代表的な問題として浮上している。このため、特許とともに企業の中核技術を保護する手段である営業秘密制度の重要性が高まっている。しかし、中小企業は、人員、施設、予算不足で営業秘密をきちんと保護できず、技術流出のリスクにそのままさらされているのが現状である。

特許庁で行ったアンケート調査でも、中小企業の30%が営業秘密管理に、まったく費用を支出していないと回答した。費用を支出しない理由としては、「保護の必要はあるが、その余力がない」という回答が63.2%を占めた。

※ 懇談会に出席したA企業も6年余りの研究開発の末、半導体消耗品部品の商用化に成功し、産業通商資源部から大韓民国技術大賞も受賞したが、退職の職員が中核技術資料を競争企業に流出したことで、大きな被害を受け民事・刑事訴訟を行っている。

懇談会では、A社をはじめとする各企業が、営業秘密流出の経験を共有し、企業の現場で営業秘密の効果的な保護のための政府支援政策について自由に提案する時間を設ける。

特許庁は、現場の意見を基に、既存政策の見直しとともに新たな企業支援方策を検討する予定である。

特許庁長は、政策懇談会に続いて、㈱valmax 技術を訪問し、営業秘密保護における企業の努力と隘路事項を直接聴取する予定である。

※ ㈱valmax 技術は、ガス計測・分析システム開発専門企業で、事業初期に営業秘密管理の難しさを経験したが、特許庁の営業秘密保護コンサルティングを通じて体系的な営業秘密体系を構築している企業である。

特許庁長は、「特許庁は、最近、営業秘密侵害に対する懲罰的な損害賠償制度を導入し、営業秘密特別司法警察を新設するなど、営業秘密保護を大幅に強化した」とし、「今後は事後的な被害救済だけでなく、事前予防に向け、企業において営業秘密保護体系が内在化できるよう積極的に支援していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 共有商標権の更新が便利になる！

韓国特許庁（2019. 4. 24）

一人の申請のみで商標権更新可能に、商標法改正

特許庁は、政府革新における「社会的価値」を反映すべく、複数の人が共同で商標権を保有する共有商標権を更新して継続的に使用しようとする場合、共有者のうち一人の申請のみで商標権が更新される「商標法一部改正案」が国会で可決され、23日（火曜）、公布されると発表した。

商標権は、最初に登録を受けてから10年間保護され、10年毎に存続期間更新登録申請手続き（※）を経て永久的に使用が可能である。しかし、共有商標権の場合、更新登録をするためには共有者全員の申請が必要であるため、共有者全員が申請することで権利延長が可能であった。このため、二人以上が共同で商標権を所有する場合は、現在の権利を継続的に維持することでもかかわらず、共有者の一人ひとりから直接同意書をもらわなければならないという不便があった。

※更新登録申請書の提出と更新登録料（310,000ウォン）納付により、実体審査なしで権利延長

また、移民や破産、所在不明などで共有者と連絡できない、または一方の共有者が悪意的に更新登録を拒否した後、一人でこっそり同一の商標を出願して単独で商標を取得するという被害事例が発生するなど、隘路事項があった。

一方、特許庁によると、特許権などとは違って信用の標識である商標権の特性上、共有商標権は共同事業などのための個人・零細事業者の共同出願（※）が大半であり、ここ3年間で共有商標権更新登録の申請をしたものの、返却された179件（※※）のうち43件（23%）が共有者全員の申請がなかったため、更新されていないことが分かった。

※ 2017年の共同出願件数5,069件のうち、個人間の共同出願件数は3,192件（63%）

※※（2015年）53件、（2016年）61件、（2017年）65件

特許庁商標デザイン審査局長は、「今回の商標法改正で、個人・零細事業者が10年間使用してきた商標権を、より便利で迅速に延長でき、商標権消滅への心配なく安定的に事業を営むことができる」と述べた。

その他一般

5-1 微細粉塵（ミセモンジ）問題は、微細粉塵測定から！

韓国特許庁（2019.4.24）

微細粉塵測定技術関連特許出願、10年間で12倍増加！

2019年3月、微細粉塵（注1）を社会的災害に指定する「災難及び安全管理基本法」改正案が国会で可決するほど、微細粉塵の危険性は日増しに大きくなっており、微細粉塵に対する国民の関心と懸念も高まっている。こうした状況の中で時空間的制限なく微細粉塵を測定できる微細粉塵測定技術関連特許出願が大幅に増加している。

特許庁によると、微細粉塵測定技術関連特許出願（注2）の件数は、2009年の10件から2018年は129件と、10年間で約1,200%増加したことが判明した。特許庁に出願された同じ期間の特許出願件数が年間で平均約17万件程度に維持されている点や、外国企業の微細粉塵測定技術関連国内出願が計7件（注3）であることを勘案すれば、微細粉塵に対する国民と国内業界の関心の変化を十分うかがうことができる。

微細粉塵測定技術関連特許出願の大幅な増加は、国民の関心と懸念、政府の微細粉塵関連政策と市場の拡大に起因しているとみられる。2013年10月、世界保健機関（WHO）に

よる微細粉塵の1級発がん物質指定に伴い、微細粉塵予報が本格的に実施されている。また、2014年1月には、中国北京の微細粉塵濃度が993 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録（注4）するとともに、韓国でも200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に近い測定値を記録し、天気予報のように微細粉塵濃度を確認することが国民の間で日常となっている。こうした状況から、微細粉塵測定技術関連特許出願が大きく増加したとみられる。

冒頭で説明した微細粉塵の危険性と時空間的といった微細粉塵濃度の大きな変動性などにより、微細粉塵測定技術関連特許出願は幾つの特徴的な傾向をみせる。

第一に、微細粉塵測定技術関連特許出願のうち、小型化関連出願は2013年まで年間で平均4件程度に過ぎなかったが、2014年を起点に2015年からは年間で平均20件以上に増加した。これは携帯用の微細粉塵測定器の市場が拡大し、多様な製品に応用するためのモジュール化の必要性が大きくなっていることに起因する。微細粉塵測定方式は、(1) 光散乱方式、(2) β 線吸収方式（注5）、(3) 重量濃度測定方式などに区分されるが、ここ5年間の微細粉塵測定方式別出願の割合をみると、光散乱方式の出願割合が50%と、 β 線吸収方式（8%）と重量濃度方式（2%）に比べて圧倒的であった。

光散乱方式は、浮遊粒子に光源を照射した後、散乱光を検出して粒子の直径および個数を測定する方式であり、フィルタ捕集による重量濃度および β 線吸収方式に比べて正確度は落ちるが、別途の質量測定またはフィルタ交換が必要ではないため、リアルタイムでの測定および小型化に有利というメリットがある。

第二に、微細粉塵測定技術を他の技術分野または多様な製品に適用した微細粉塵測定-応用技術の特許出願が10年前は年間で5件程度であったが、2018年に76件と、大幅に増加した。例えば、最近一般的に使用されている空気清浄機とエアコン、窓および空調設備制御などに微細粉塵測定技術が必須になりつつあり、温室管理（暖房および光量制御）、衣服ケアのホームクリーニング機（空気噴射制御）、スマートマスク（マスク各部の作動制御）、生物学的実験装置（微細粉塵露出実験装置制御）、スマート街路灯（情報および光量制御）など、多様な分野に拡大・適用されている。

第三に、出願人別にみると、2014年には中小企業、個人、学校、出損研究所が10件程度とほぼ変わらない水準であったが、2018年は中小企業と個人の特許出願がそれぞれ54件と37件であり顕著な増加ぶり（全体で70%を占める）をみせた。中でも個人の出願が2017年の14件から2018年は38件と約3倍増加し、微細粉塵に対する一般国民の関心が高まっていることがうかがえる。

特許庁計測分析審査チーム長は、「政府の微細粉塵関連政策推進と関連市場の拡大により、微細粉塵測定技術に対する特許出願は持続的に増加すると見込まれ、これまでは測定の正確度向上と小型化技術に対する特許出願が主であったが、これからは医療、バイオ、農食品、家電などに特化した微細粉塵測定技術出願が急増すると予想される」と述べた。

一方、特許庁では、政府革新の一環として産業界の研究開発戦略の策定と産業技術発展の支援に向け、国内外の特許出願動向および登録動向を定期的に分析・提供している。

(注1) 産業活動（工場、発電、運送、建設、家庭など）から誘発される有害化学物質（硫酸塩、硝酸塩、炭素および金属化合物など）を含む直径 10 μm 以下 (PM10) の粒子。特に直径 2.5 μm 以下の粒子は、別称、微小粒子状物質 (PM2.5) という。発生源と成分、大きさを一般の埃や黄砂とは区別される。

(注2) 単純な埃（花粉・煙）、一般的な粒子測定は除外。微細粉塵測定技術関連特許は、微細粉塵測定技術が主な特許（主分類が G01N）と、副の特許（副分類が G01N）に区分される。以降、主な特許（主分類が G01N）は別称「微細粉塵測定」といい、副の特許（副分類が G01N）は別称「微細粉塵測定 - 応用」という。

(注3) 外国企業の国内出願件数が僅かであるため、統計資料の統計値に反映されていない。

(注4) 世界保健機関（WHO）の勧告基準 25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の約 40 倍に達する数値である。

(注5) 重量濃度および β 線吸収方式は、インパクターやサイクロンを利用して 10 μm 以上の粒子を先に分離した後、10 μm 以下の PM2.5 をフィルタで捕集し、重量変化または β 線変化を測定し微細粉塵濃度を算出する方式

5-2 スマートフォンに搭載された超音波指紋認識技術

韓国特許庁（2019.4.29）

モバイル超音波指紋認識に関する特許出願が活発

韓国企業が最近発売したスマートフォンに超音波指紋認識技術が採択され注目を浴びる中、超音波指紋認識に関する特許出願が急増していることが判明した。

特許庁が、過去 10 年間(2009 年～2018 年)に出願された計 686 件の超音波指紋認識に関する特許を分析した結果、過去 5 年間(2014 年～2018 年)は、621 件の超音波指紋認識特許が出願された。これは、その以前の 5 年間(2009～2013 年)に出願された 65 件に比べて 855.3%以上増加した数値である。

現在の指紋認識技術は、静電容量式、光学式、超音波式の三つの技術が代表的である。静電容量および光学指紋認識に関する出願が同じ期間に、各々302.6%と 383.1%増加したのと比較してみると、超音波指紋認識技術の増加幅が最も大きいものと調査された。

【指紋認識技術の種類】

- ・(静電容量式)指紋表面の屈曲による電氣的差を利用して指紋を利用する方式
- ・(光学式)光を利用して指紋を認識する方式
- ・(超音波式)超音波(高周波)を指紋に照射し、隆線の屈曲による 3 次元イメージをスキャンする方式であり、指紋認証の失敗率が低く、セキュリティ面が優秀であり、湿気や日光が強い環境においても安全な指紋認識が可能であることがメリット

超音波指紋認識技術に関する年度別の特許出願推移を調べて見ると、2012 年までは、小幅の増加傾向をみせたが、2013 年から急激に増加し、2016 年には 199 件と最高値をみせた。これは、3D 屈曲認識の超音波認識技術の特性上、偽造が難しいと言われる機能的なメリットとホームボタンおよびベゼルをなくして画面を拡大できるデザイン的なメリットがあり、超音波指紋認識技術に対する関心と需要が増えたためであると分析される。

超音波指紋認識に関する特許出願を出願人類型別に調べて見ると、企業が 94.31%(647 件)、学研が 2.48%(17 件)、個人が 3.21%(22 件)を占め、企業出願の割合が高いことが分かった。

これは、関連企業が技術開発以降、出願段階においてスマートフォンに対する適用および性能を高めるための周辺技術も多数出願するためであると分析された。

特許庁住居基盤審査課長は、「スマートフォンの使用者は、新しいスマートフォンが発売される度に、そのスマートフォンに適用された技術に高い関心をみせており、特に、スマートフォンにおける生体認識技術は使用者の利便性とセキュリティ面を考慮し、常に変化を遂げるものである」とし、「韓国企業が、利便性とセキュリティに優れた生体認識技術を開発するとともに、開発された技術の性能を向上させながら特許を確保し、国内外市場を先取りすれば、雇用創出にも大きく貢献できるものと期待される」と述べた。

一方、指紋認識技術は、2013年9月に発売された iPhone 5S に搭載されて以来、サムスン、LG、アップルのスマートフォンに継続的に適用され特許出願が活発になっている。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム